

第12節 特別支援教育

第1 本資料の活用について

1 作成の基本的な考え方

- (1) 中学校学習指導要領、埼玉県中学校教育課程編成要領、同指導・評価資料、「指導と評価の一体化」のための学習評価に関する参考資料の趣旨を踏まえる。
- (2) 埼玉県特別支援教育課程編成要領(2)小学校及び中学校特別支援学級・通級による指導編（以下、特支編成要領）では、特別支援教育の現状と課題について、「通常の学級においても、発達障害を含めた障害のある児童生徒が在籍することを前提に、全ての教科等において、一人一人のニーズに応じたきめ細かな指導や支援が必要となる」と示されている。また、特別支援学級や通級による指導については、「個々の児童生徒の発達段階や障害特性等を踏まえた専門的な対応が急務であり、教師の自立活動を中心とした特別支援教育への理解と更なる指導力の向上に取り組むことが重要である」と示されている。

この達成に向け、障害種別の指導の工夫、児童生徒一人一人の困難さに対する指導の工夫や手だての例などを、この実践事例の中で具体的に示していくものとする。

- (3) 事例は「自立活動」（事例1・2・3・5）及び自立活動の視点を踏まえた「教科別の指導 国語」（事例4）の実践を取り上げた。本資料を参考に、児童生徒の障害の状態や発達の段階に即した自立活動の指導を工夫していただきたい。なお、通級による指導の事例については、埼玉県小学校教育課程実践事例（令和4年3月）を参考にしていただきたい。

2 指導計画作成の留意事項

特支編成要領P25～P28に以下に示した20項目が掲載されている。指導計画作成の際はこの項目に示された内容を参考としていただきたい。本資料においても、どの項目に留意し指導計画を作成したかを示してある。

- (1) 資質・能力を育む効果的な指導
- (2) 各教科等及び各学年相互間の関連
- (3) 学年の目標及び内容を2学年まとめて示した教科等の指導計画
- (4) 合科的・関連的な指導
- (5) 教育支援プランBの作成
- (6) 家庭や地域社会との連携並びに学校相互の連携や交流及び共同学習
- (7) 個に応じた指導など指導方法の工夫改善
- (8) 児童生徒の言語環境の整備と言語活動の充実
- (9) 体験的・問題解決的な学習及び自主的、自発的な学習の促進
- (10) 生徒指導及び進路指導の充実
- (11) 課題選択や自己の生き方を考える機会の充実等
- (12) 見通しを立てたり、振り返ったりする学習活動の重視
- (13) 障害のある児童生徒の指導
- (14) 海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒の指導
- (15) 情報教育の充実、コンピュータ等の教材・教具の活用

- (16) 学校図書館の利活用
- (17) 指導と評価の改善
- (18) 学校医等との連絡
- (19) 教育支援プランAの作成
- (20) 「教育に関する3つの達成目標」の取組の充実

3 活用に当たっての配慮事項

- 本資料で取り上げた実践事例は、課題に対応するための一例である。本資料を参考にし、各学校の実態に応じて、指導計画を工夫し、その特性を生かした指導を行っていただきたい。
- 自立活動の指導の際、特支編成要領（P352）に示した「自立活動の授業づくり（流れ図）」を作成することで、児童生徒の実態に応じた目標設定ができ、また指導計画を立てやすくなる。本資料では、事例3に流れ図を掲載したので参考にしていただきたい。
- 本資料で取り上げた実践事例では、個別～集団における指導形態を掲載しているが、どの指導形態においても児童生徒一人一人の目標を設定する必要があることに留意していただきたい。
- 各事例には、学年が記載されているが、学習内容は児童生徒一人一人の実態により設定されていることに留意していただきたい。
- 事例4は、学校教育全体で実施される「自立活動」の視点を踏まえた「教科別の指導 国語」の実践事例である。